

静岡県告示第416号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年5月28日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月28日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東修善寺線	伊東市鎌田字種落 1176 番の 26 から 伊東市鎌田字種落 1176 番の 27 まで	令和6年5月28日

=====

静岡県告示第417号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年5月28日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月28日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
島田大井川線	島田市東町 2030 番から 島田市東町 2033 番の 2 まで	令和6年5月28日